

沖縄県医療施設等物価高騰対策補助金 よくある質問

番号	項目	質問内容	回答
1	申請方法について	他地方公共団体等から燃料費等を補助対象経費とする補助金を受けた場合、本補助金も申請できるか。	他地方公共団体等から補助対象経費(燃料費等)が重複する補助金を受ける(受けた)場合において、同補助金で補われない補助対象経費が残存する場合は、その部分に限り、沖縄県医療施設等物価高騰対策補助金へ申請可能です。
2	申請方法について	様式2-2号 沖縄県医療施設等物価高騰対策補助金負担増加額計算書に負担額を記載する際、消費税は除くのか。	負担額からは消費税及び地方消費税の額を除いた額を記載してください。
3	申請方法について	令和4年の途中(例えば10月)から開設していた場合、比較月がない令和5年4月～9月の金額は様式2-2号 沖縄県医療施設等物価高騰対策補助金負担増加額計算書計上できるのか。	比較月がない令和5年4月～9月分は計上せずに申請してください。
4	申請方法について	令和5年に休診期間があり、当該月に基本料金も発生しなかった場合(当該月に令和4年の料金しかなかった場合)、その月は比較の対象となるのか。	比較対象となりますので令和5年に休診期間があり、基本料金も発生しない月がある場合でも、令和5年(料金発生がなければ0円)及び令和4年の負担額は記載して申請してください。
5	補助対象について	住宅で施術を行っていて、施術に要した費用のみの算出ができない場合、住宅で使用した燃料費等と併せて申請できるか。	住宅で使用した燃料費と施術に要した費用のみの算出ができない場合は申請不可です。
6	補助金交付後について	補助金が振り込まれた後、別途書類を提出する必要があることはないか。	必要に応じて補助事業者に対して検査、報告を求められることがありますので申請に係る根拠資料の閲覧・提出をお願いする場合があります。